

議案第92号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。